日本紀卷之五

秋 漢書律曆志に曰く秋の物なり揔斂成熟す然れども雨雖の物と為す云〇雨雖は秋とあきとを掛せ
しいあきとあきとの多くとあきとかけり雨雖は雨の多くふる時なり雨雖の物と為すとは雨の
氣なりとよめり人口一ものの中月は
なりとよめり人口一ものの中月は
花ホトトギスの時なりとや

素問に曰く秋に二月これを容平といふ天氣肅殺なり
地氣明なり卑下にして高大事雖と
偃武修文志弧櫝を藏して弧矢を
弛て收斂せしめ殺伐を
外にとどめ肅氣を
以て清ましめ
秋に平氏を
亡ぼすの理にして
春に遠ざかりこれ

逆上して脳氣となり物を飲食をなし
事なを論ずべし又人事秋の初熱とゝろを甚し
きは衣をぬき裸にして涼を貪るゆへなり五
臓の腧穴皆背にあり人をして扇をあつく
風を取又衣を足を覆せば風背より入中風の
源なり故如此これを治し先ず病人をして
坐せしめ八味地黄丸を服すべし二日を過て蒸蒸
月令廣義にいはく燥こゝ月收斂して急攣強直す
るものなり
攣急強直秋氣を燥とし寒く胡麻を食し

てこれ脾と胃とを潤すべし
事なを論ずべし
疾或瘍瘡と名ふ新穀初て熟し老人
これを食へば寒熱を発す新米を炊
食へば風寒を動ずるなり又早稲の米熟せず
消化しがたし米を煮て粥とし
食し瘡瘍と名ふ
病人は善なり
月令廣義にいはく秋者は老人積足の証なり
事なを見べし微火を用ゆべし

贄をもつて祭りをなす
小児たちやく火をもやす
掬水を海よりとく煎り
衣服を洗濯をなす
食饗要略よりとく秋九十日食饗の膳と食べるべし
書東垣のいとく古人の云秋薑と食べるべしと
高氣と濃味心脾虧損を又秋薑は人の
天年を夭折とつゝしめ強壮の逸りをとく八月
ねんごろ薑と食べしよりて眼を悪まるゝを慎
鮑角を藏す

七月　秋八月の異名　律は庚申　○七月の異名　初秋　孟秋　○七月の中　○七月の異名　孟秋　仲秋　季秋　○七月の中　○七月の異名　孟秋　仲秋　季秋

六日　沐浴

七日　七夕と云又星女ともいふ織姫彦星ともいふ

七月七日織女牽牛の事　後漢書に曰く

五雜組に曰織女牽牛の事は浪説と記せり

○蟲言に曰七月七夜婦人の作巧とす

婦人女子の作巧とは何の事ぞ

墨子曰帝堯の時天上乃列宿として汚穢と

彼ら此を示はやしむべきなり

世の御ふ雅海と云つ角一世事叩くやまと歌
よ久しきもあと立りそんぬ何の人を招て歌せき
ものやまとべ命婦等の料ゝ一絹のげよ式変
ぬりと切りつの色ぬれ人ゝ行の代歌ゝ与りて又
式事ゝ与ゝ之ゝ毎年これとつ世
ひとゝぶ夫と切それざるかり新撰代集名風抄
無料多し詩等の料を絹何くんあるん人を
世事ゝ之ゝ世ゝ切りぬりゝ又絹ゝ与ゝ云ふ表ゝ
二星あいぬと云ふい集時雑記ゝ七月七日乃反紙
酒源氏ゝ之ゝ与ゝ絹ゝ与ゝ絹ゝ与ゝ

七夕乃うゝ詩集ゝ与ゝ人ゝ一所歌
切ゝ代川水ゝ代ゝ夢の勝風ゝ与ゝ人ゝ代ゝ
古今集ゝ一元河内ゝ別恒
年ゝ与ゝ代ゝ宝ゝ代ゝ七夕乃ぬゝ与ゝ代ゝ
まゝ歌ゝ無風
歌ゝ与ゝ与ゝ与ゝ絹ゝ紀七夕の年ゝ一ゝ与ゝ代ゝ与ゝ
後撰集ゝ撰天納ゝ歌ゝ
ぬりゝ世ゝ紀ゝ与ゝ与ゝ与ゝ天ゝ代ゝ年ゝ一ゝ与ゝ代ゝ
新拾遺集ゝ撰関白左大臣
いゝ絹ゝ与ゝ絹ゝ与ゝ七夕の代ゝ与ゝ代ゝ与ゝ

新語採集ス　弓治郎

ものがたりの中に七夕の花を世界に行き渡れり

七夕の花数

雲漢月地一水迢来抵経年別恨多最恨明河

波軍雨不変同聊渡天河

又　異説

雲懸星渡斗橋移鵲鳥憐人間鵲造天使精衛

姑河漢一水還無有来時

又

織女牽牛雙扇開年年一度渡河来言天上

我が知る人間去不回

○今日雲霧とくくの事なり十節記にくくむかしの年

氏乃如る七月七日ハ霧ハ蚕鬼祟とかう人々疫

病とやまいむかれ故日ハ霧ハ家併とかくくの蚕とまつる

ゆえ日ハ霧とくくの蚕とまつる

人々此日霧併とくくの疫病とうれえ

此ハ流たるものとかくす悪疫い外風邪

異淫ス感し内伝食色感ゝ傷られて病ものく

内淫ハ内を裏傷ハ異秋ハ痎瘧と力えそうとうれい

ものくくとうれいとうれいとうれいとうれいとうれい

日素餅と食したるぞ〻て病根流を除し分ハ
それ数とまぬうる事ゆゑんや然して其姓
名世の人かたり伝言と作さんとす
○今夜二星と為て脆果とはしぬ食物を設
香気とうるをへ半ハ
赤く男女ともに才能の稱とい乃教成これを乞巧
奠と云ふ乃ち或衣服と縑書者とさしの事
ハ乃ち世事に有て天平勝寶七年にてはり
しかし云事根源よりハ又云てう 後女子乃儀式要義
七夕星ふるを祭乃義と稱とはり

て機乃義よりかくの如き新物撰集の奇ま
世よりの秀ることの如き新物撰集の奇ま
乞巧奠乃事衆財絶風を花たるを見て覚れかこれ
又うれ姫久しく来事なり人世ものの
たるまたは事となるハ物ずあり廻る義
乃ちとへお事しよハ乃ちす書籍衣服とさしの俗
の風ふと云事ハや都鄙を服中の書を
流感を猿鼻裨と云へ
今意集よ絶因法師の
七夕乃世れ衣とを人なるこれを

[illegible]

天上紙屋[illegible]

多児[illegible]人間[illegible]巧[illegible]

[illegible]七夕[illegible]

[illegible]

人間[illegible]

○今日菓子と合せ麺と[illegible]

たりけり[illegible]

又角蕎と[illegible]

[illegible]

十二日　二日より今日まで乃百[illegible]

[illegible]塵と[illegible]

へ[illegible]

[illegible]塵[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]酒[illegible]

[illegible]

[illegible]

むかへるがうれしさのまゝ給たまへし

○今の世俗の人ハ亡魂のまつり法をしく忠と號し

いかにも如く愚かなる行ひ愚夫愚婦を世にしらしめ

士君子たる人を惑はせざるものや佛氏の徒ある

まどひ實ハよし衣祖先の神靈来臨すときゝひて

かくふるまふし事にかゝハる人多し　いとはしきの

ことなり　されハ五雜組にも中元乃節父祖を祭り

し子孫たる人冠服をまとひいふにおよばず孝と望ぞく

揖讓し神を祭すて入寢年せし又これを遂て孝恩

乃源を忘るべからずと紀されて衆ハたつかしきすかねきあらし

まことかな法事の傳なるべし

十五日　今日を中元と云　國俗蓮の飯を製して來客に饗し親戚にをくる

按するに事物紀原にいはく今世七月十五日僧尼作盂蘭盆斎本于目連事後代廣爲華飾乃至刻木割竹飴蠟剪綵模花果之形極工巧也今人亦以竹作盆

又このひ父母先祖代々墓を掃除し今日墓と

称し此夜今宵墓所に燈籠と燃す　月令廣義に中元夜墓上燈

供物をそなへて是ハ苦しくも素食し先祖考妣代々の靈牌を

あつめて飲食をそなへ酒果をまゐらせてまつるこころなり

又此時などや養華錄に七月十五日祖先を供養し

墓参して墳墓を祭すといふこれ浮屠の說にまよひて

かくのごとくなりしはやくも久しき営を聖人乃
道ふかくして礼義ありし西域に志ある人ハなんぞ拘
らざる
として仮にまさらしんとなるハ先祖乃霊前に飲食を
そなへ墓所に行きて墓前に焼香とハ燃すべし
先祖代々霊前に食をそなへて子孫繁昌にて祖先代
ならびにかれにすへるは次に今夜世俗云ひとりて親
無縁人ハ墓に行き親類の人ハ家ごと人の如くして
中元は親族わかく又まゐし是らのかへりて世中に行く
さらしまゐりしめてなめし悲をたるらバ哭事

凡寺院にて衆僧のてちやうをとりなす事多し中
にも七月十五日盂蘭盆の経ニハ佛経によりて命
目連母を救ふ事をいへるハ其中に施餓鬼と次
筆記によるに在家中元に霊棚を先祖の
そなへ竹を立て盆の形にまつらへ紙幟を立て井
野所へこれを竹の竿に付け出して付るやうにてかれ
例ハ方燭を見ても多くハ宅殿とにゐるとてこれを盂蘭盆
をいふ又菱葉蓮の葉を竹といふ所て三脚とかし
よしハ織に燈籠さまざまと盂蘭盆をいふ又実飯など供へ
て先祖を享し秋の節事と等しくよりをいハへ

[illegible]

源廣氏貞蓮の事と始終[illegible]て[illegible]
[illegible]の書と紙[illegible]て[illegible]
[illegible]盂蘭盆の作者[illegible]
[illegible]年より始[illegible]
[illegible]の事[illegible]

きそ[illegible]

○五雜組[illegible]
毋[illegible]
[illegible]

乃[illegible]
極楽世界[illegible]
てこれとまつる[illegible]

○晩育[illegible]十七八歳[illegible]
義と[illegible]す[illegible]
乃[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○又[illegible]日世俗[illegible]海乃[illegible]
[illegible]の[illegible]中元日[illegible]

十六日　閻魔詣此日男女これ遊楽を事とす又やどいりとて奴婢のいとまをこひて家にかへり父母兄弟に対面する日也

○今按に蘇東坡が赤壁に遊びし月と賞せし秋なり秋三月をならべ見るに月を賞ずるのはじまり八月十五夜九月十三夜を月と賞する事既望なりたゞ七月の既望朔ありし好事の人は東坡が例にならひて今夜は月を賞翫すべき事なり

晦日　沐浴

此月夜漸冷なり衣を厚くせずして風邪に傷らるゝ事なかれ又これ腠理開き表気ゆるくしてやく風あり

感じやすし又感冒傷寒痰嗽喘急の病おこる時てこれを避べし

此月漆を取べし漆を取り（気をもちへ分月にとるべし）此月柿の蒂をとり臼にて搗搗汁を取り次に新しき一合入（月令広義云柿汁とは柿の汁也）（かくのごとくして水多く入れハしぶうすくよわし）搗て入る一夜日を経てしぼりてしぼり汁を取りまた水をすりたるを一番しぶといふなり又木をすりたるかすに水をひたして入る事七日浸して四日のちに二番しぶは一番しぶより劣れり器に入置べし凡柿漆を久しくとけハやまろく減ずされたり壺に入ておほくを貯ふる事能ならぬべし

又桶の竹箇にて水をひて重をとり又悪い桶に入
板とを用ひさうぐ志ぶ減ぐ清く其板をくるその
上に蓋をして帯めてくかつ。さて世界をとれハ
やきた取出すに附て且ハ元とたきる事ハ取出し
あ〳〵あへ捨てとさすあり又桶に入くろ豆とハ名タ
通る黄豆ハ動揺して捨せす
天気好附て六月第七月時節ハ奴僕に命じ紙を
拵へ置くべし。窶法先通くしり表面にたた紙にあらひ
ぬりて乾さ水中に丸ハ大きく大紙のもとひて正方とくる
さ紙をくるべし。又中に用ひハ反魂とよりぬ米のみくも

全紙にて包み日もり毎ひまもひのり又ハ竹ヘ
ちぶ加えてのりもくつぎ注ぎけく表へ。これハ
もしとくねさうすしてこのりと水に入ちりと去
て一ぬよ墨ぬ焼紙のごくぬぎりかあくよと紙にて包
樊屋ぬ上ハ
ちて細さりこ毛ぬとます世くすり合先と用て毛
ぬくと拵へ。しつらたるものそ拵り附板乃上に
て世界ちくに寄りとよりのをたに行とおてかれ
くぬさ紙に拵ひ紙に拵ひぬぎつぎあよ大れこらくるもぬ
とりてつぎひろぬかりのとりの如へ二寸惜ぬ。てよし。

さく二遍目をとりてよくひろげられかうざう紙
のもとをとりてひさかたつぎ紙とくこんしまり
ひろまりくをけとまくをとりてをとりてをとりて
ア付をとりてをとりてのちをきやうよくと分合古附又
作ようつもりをうの何てんてを地の紙をとり付て
ト　つぎさの差をとりてをとりて付くをうし二遍目迄を
同ものをとり紙をとりをかをを毎度内と地のしく赤をと
引て　だけどくを合ひてんたのごくして紙をとりの
実板紙付合をとりてをとりをとりて紙をとりとりを
ア上をあけを紙をとりのかをと内をあけて紙をとり付をを又

かのをとりをとりを乗をとを不一遍ん毛り付をとりたれこ
らくしてをもをとりをあまり郷とぬき廻板を廻
てをとりのあをとりを紙をとりを引地をとりてを返をとり結
をとり付地板乃をとりをとりををとりををとりつけ結をを
付をとり後日をとりををしかりて後又をとりをとりをとりを三三ん
引毎度不へし編をとり地をとりて後をとりを引をとりを沢
表ひをとり後裏をとりを引をとりをとりをを
海をとりをとりてをとりをとりをとりをとりをとりをとりを
け霧をとり敷へ
立秋乃後花乃夢青蘭蔦乃樹をと蔵へ

ありて宅中ニハ茘蔓ニとつまくまけハ窮食なり
去ル八月乃後まくハ蕪菁を出すくちこれを
ちやく蕪ぐれた根ハ七月初まくハ蕪菁辛
蕪菁と蕪菁と同時ニまくハ蕪菁ハ根ハ
宅かうハ出ちくなしつまく苅てすし加蕪菁と正月
乃初ハくをするより大蒜小蒜ともうハ大蒜ハ苗
とわちうハ小蒜ハ根とうハ
心月の米ま皮と焼むそ法まく橘と取なりごと去皮
と焼ほのハ食す
四月薯と食ひすかうれしそ上ハ喝農ばかりハと書す難と

食ハ貝と換す麻糖をくハ乳とうごハ茶黄
とくハ祇薯とやハ鳥の息肉と多く食ハ人と傷り
薯と食ハ乳とうごハ決ま密と多く食ハ暴瀉
乳を蒸ハ生薑と食ハ牡肉多く食ハ祇乳
と換す立秋乃後黄餅及水洗餅と食ハ霍乱
立秋の後十日瓜と多く食ハ痢月令廣義本書
立七月異類蒸ハくこと冷水と多く飲ハ脚ひ
歳時記なくこも後ハ熱りて病と生す又七八
月乃月漁事ハ生冷乃物ハ墨ハ
と多く食ハ陰邪乃乳ハ帰つて瘧病とう

[illegible]

七月八日候事一強風吹事二雨降事三霜降事
右立秋の三候なり
婚肅事右禾乃登 右五穀成二候なり
立秋五十日前十分夜四十三刻五十分
昼五十四刻十分夜四十三刻五十分昼
八月 [illegible]八月の節秋なり八月八日中 八月の昼夜 仲秋 背月
[illegible]八月の名月とも月と
[illegible]
朔日 俗八朔と云今日たのもとて人に物を遣ものと

事なり[illegible]根源よりとくこれをもて本位なし又
西[illegible]世俗の風儀なり或假名記に建武後醍
醐帝乃時より此事ありたで先八月のとしより
年号
と[illegible]
とかく又[illegible]明る大閤秀吉の死より世七八年より[illegible]
[illegible]天下に法令せられしのち[illegible]
法乃事なる人きう或[illegible]
て[illegible]藏通方[illegible]
[illegible]
事[illegible]乃男女[illegible]
[illegible]

因てこれさきありきろうなとを卜偃へりつれ定道
をたかしかた〻の事侍りしまつ言葉えてまりかの年
紀を知闕ありて上〻八淺縁羅流乃以浴世此時か
まりの年たすら人云ふや縦令今年中以来此中に
言ひ〻ふうるか踐しとはなを此ころ踐にせなり
つなまて何云成こともなハ宇此頃にまうし侍之
折と御とくし貴大郎勅事ありて遊免く此家
ましう道文賜長明の四季抄録にかく侍ちなの
あしさ名れむの沼見えてむろし侍てきの
たけハさりしと小松乃みてまう人なてやすし御藤

しはたくまつりうかきく江戸よはりせなまふてき縣
宜云乃なすくをはせうまたくうつうしてまり
れいせよう人てまれりせうくされならたかにし
ら人てまつりてまつり內蔵のつさとそり所乃
あつりかとこれ事はつうまつり又二ヶ月まとこ
おりくかきやうとこなる御やしそこれ事なく
此事なとくまつり流をうしいかきやうそてきつ流
と言流之るれと今言なれとくあらへてなく
まつ於事なり
今案さるにたなきの始とり公見て先きて字

の抽出は仮名よりも平易なる事也又一説に
不可なん仮名とそれを短冊式に仕来りなるを見
て次に書く酒史にも初めてそれいづれを学べ
ば紙いろの事根源の仮名をやすしと思へし
近世にてた中仮名の字書と共に書うる
ぐるを八仮書をもんの新勅をとゝう仕り事実
をもそしらぬる事し今此書より引用の考に
御一冊の文今ひそかに世上秋の酒穀の名の
といふ事也面白のそれつゆとちとつゆ事を
きしまを月朔膳となす仕るを也と膳膳と云す

月令廣義潛確類書に尺こゝろ時八面穀の新
なりと云る説也八月朔の祝義也
て都也る事なし
○今日　将軍家より　将軍家より又　将軍家
より也ゆ祝ひ事なるべし
十四日　明夜の法時くりもちくれば也ひの月と
責しし　法明後の八月十四夜仕
銀屋世説　初と歌国　法橋書
宣先生　明夜法時未可
十五日　中秋といふ秋九十日の中なる事也国俗

今日八幡宮八かしら中く敬生寺とまうしし事ハ人
皇宮中四代元正天皇乃御宇霊亀元年九月ニ大隅
日向国孔逆ものこれ四衆より綱ぎ来りて彼の
八幡宮乃神宝幸魂奇魂と称し軍と引幸きく
彼国と称し事有りく敬と申しうりけるち
八幡乃宮乃神宝ハ此度の合戦ニ多くれ人と敬しけ
有教生寺と申ハ宮ハ神代ましく云れハ彼国ハ
いてるものなくハ仏とうけひけるし技業記に
見えてり三重ハ八幡乃御宝ハ三ハ
いてるものハ仏と行まり

此事ハ つらく人を同伴そうしや雅楽合編ハ
日本ハ八月ハ日敬生寺宝百敬芸楽有御国ハ
羅由郡と申ろ世ハ年中ハ有今ハ新年御
世ハ加ハ天皇ハ新年ハ
○今ハ宮ハ秋ハ宮中ハ月ハ秋ハ月ハ月夕
ハハ三五夕ハ月ハ月ハ月ハ月夕
林ハ経ハ仏ハ神ハ今ハ月ハ月ハ月ハ
唐ハ世ハ雅ハ楽ハ伝ハ人ハ文人ハ孫ハ
古楽府ハ婚姻ハ乃ハ伝ハ流ハ人ハ中ハ秋ハ月ハ
ハ仏ハ世ハ伝ハ流ハ世ハ

まゆみのうらにはなしと青海と繋してうらくの
海よりの月海しらしておとうと又月海西風
雲と合して看月金とをゆよし月金度義のうち
歐陽詹。翫月序云月之為翫久矣。繫乎大空。
別墓電大樊。乎。藏月。君後人藏与後代言。號。秋之
於対。後夏先。月於妹。手妃孟。十五於。秋之月
之中。誓於天。遂。別定。是。均取於月數。別。城。色。況
埃壘。石。沈。大。空。過。嫁娘。郷。細。皆。寡。上。浮。雲。
入。西。樓。別。骨。与。之。陳。沈。乳。与。之。清。冷
○書言。西。京。月。歌。よくく月。光。水。之。精。秋。光。金。氣。

金水性。和。ま。五。行。分。基。事。別。知。天。地。間。和。感。各。八。數。
水。は。金。還。基。月。因。秋。之。清。氣。數。仮。之。先。人。雖。不。言。情
後。京。今。集。よ。天。房。八。御。可
月。よ。ひ。ひ。月。ま。こ。月。の。ま。ひ。八。月。よ。ひ。月。う。ち。紀
新。勅。撰。集。て。中。達。法。師
う。ち。ま。と。妹。八。ま。て。ま。こ。ひ。よ。ひ。ち。月。ま。こ
地。の。集。よ。元。家
は。ま。八。又。妹。代。ま。を。ま。ぬ。く。ま。ま。月。八。れ。ま。の。こ。う。こ
金。家。集。よ。法。親。房
こ。や。こ。ま。ま。ま。八。ま。こ。ひ。ま。う。こ。月。新。と。ま。ひ。と。ま。ぬ。八。と。こ。や

傳教大師記卷下
二十一

傳教大師記卷下
二十二

張景安か中秋の詩に
万古秋宵掛玉盤。瓊儔香桂起高寒。四海無月
幾家別人月。今宵冷眼看

劉兼か詩に
纔向池邊得月先。邪悲此夜易天明。酒誰引銷
秋江水添入銅壺乾曉更

杜子美か詩に
満月飛明鏡。帰心折大刀。転蓬行地遠。攀桂仰天高
水路疑霜雪。林棲見羽毛。此時瞻白兎。直欲数秋毫

邵康節か詩に

一年一度中秋夜。十度中秋九度陰。求海東須遺蜀
夜来雲霧明仍候。而天公豈照吾人情非浅。不能
觀賞文深浅。老古人詩句好。何堪千里共嬋今

○今様鶏頭を菊に花壇にしてもつこと多しと
月令廣義に見えたり又いはく牡丹を接し栽る事
今日にてよし常よりも宜し其根を浄く洗へし
並酒をもて洗へハ花好なり

二十七日　孔子の生れ給ひし日なり　これ孔聖人の誕辰なり此説諸説有り

臘日　沐浴

そろそろまハ社日とハ立秋乃後第五の戊日土乃

秋と桜ると何ぞ洗ふ二月の秋と世俗称とも源天と
称ふ事なりて日月乃色とたゝ秋紙とあるを
牧簇乃祝とも祝ぬの多く潦祝とあるをこれより
いろ〳〵乃改とも云てひりろうの風俗と遠く異
秋は社日代祭とゝ事なり他郷ゝも八九月代
比去地の神と祭る也とゝく秋社ゝ春社ゝ春祝や
志ゝれとも代祭ゝ潦祝多ゝ〳〵ゝ潦祝や村里で
とゝ祭の日かゝれも農家代祭ゝ他村ゝ志ゝ
ぬも饗餐乃客多く来ゝ潦とひその餐饌ゝ財と
費ゝ〳〵ゝ奢とゝ細りものゝ〳〵ゝ潦祝の風

中代祭日ゝ一日と用ゝ〳〵と命せゝ也ゝ他法外
ゝ〳〵ゝ又世俗ゝ八九月去地乃神と称ゝ時饗餐
ゝと製〳〵て来客ゝ餐〳〵親族鄰里ゝとゝ事
ゝ〳〵ゝ社日ゝ人ゝ〳〵ゝ社酒饗ゝと志ゝ事
秋ゝ秋社ゝ社酒饗ゝと志ゝ事
上旬ゝ日ゝと撰ゝ〳〵ゝ潦祝ゝと〳〵
婦ゝ乃日考姚先祖代神ゝ祭ゝ〳〵ゝ家ゝ一潦ゝ
より潦祝乃日ゝ代ゝ〳〵ゝ日ゝ〳〵ゝ
祭りて日祝ひゝ〳〵ゝ潦ゝ〳〵ゝ
乃雨ゝ志ゝ〳〵ゝ

月末に成熟す〳〵
此月家毎に人を新穀と賞して種を八月末に播く
又たゝら新穀と称す〳〵
此月強風多く吹て稲穂を倒す
毛中に上旬より菅蔓菁と蒔く〳〵
くゝ稲刈よりうゝす月うゆくとりうすゝ春
萬苣蔬菜を上旬の初蒔く〳〵萬苣は甘くくゝの毛ゞ新
ゆかうゝ〳〵生せす四月に至り四月末より四月末
はゝ〳〵葉は新穀と賞して種を八月末に播く
此月家毎に人を新穀と賞して種を八月末に播く
又たゝら新穀と称す〳〵
此月強風多く吹て稲穂を倒す
毛中に上旬より菅蔓菁と蒔く〳〵
くゝ稲刈よりうゝす月うゆくとりうすゝ春
萬苣蔬菜を上旬の初蒔く〳〵萬苣は甘くくゝの毛ゞ新
ゆかうゝ〳〵生せす四月に至り四月末より四月末
はゝ〳〵葉は新穀と賞して種を八月末に播く
此月家毎に人を新穀と賞して種を八月末に播く
又たゝら新穀と称す〳〵
此月強風多く吹て稲穂を倒す
毛中に上旬より菅蔓菁と蒔く〳〵
くゝ稲刈よりうゝす月うゆくとりうすゝ春
萬苣蔬菜を上旬の初蒔く〳〵萬苣は甘くくゝの毛ゞ新
ゆかうゝ〳〵生せす四月に至り四月末より四月末
はゝ〳〵葉は新穀と賞して種を八月末に播く

ゆかうゝ〳〵生せすくゝれいまゝ〳〵ゆかうゝ
〳〵けゝ〳〵ゆかうゝ〳〵ゆかうゝ〳〵ゆかうゝ
べゝゆかうゝを苗ゝゆかうゝ〳〵ゆかうゝ〳〵
新豆ゝゆかうゝ〳〵ゆかうゝ〳〵ゆかうゝ〳〵
たねゝゆかうゝ〳〵ゆかうゝ〳〵ゆかうゝ〳〵
てゝゆかうゝ〳〵ゆかうゝ〳〵ゆかうゝ〳〵
取收重〳〵
熟〳〵ゆかうゝ葉と脳〳〵して後蓋〳〵して肉と剥さるゝ去て收
重〳〵ゆかうゝ〳〵ゆかうゝと蓋〳〵ゆかうゝ事熟とゝ用〳〵ゆかうゝ抜去
〳〵ゆかうゝ元米ゝゆかうゝ新宅ゝゆかうゝ〳〵ゆかうゝ〳〵ゆかうゝと

ちろ有性なり

七月苧を採へし

秋枝桑於桂津洞地方下有秋採宜晩蚕実薬各

注其実熟也

八月竹とれハ蛸を

ちりく帰玉へし元持酒半ヶ年不順法うかき代と失

みてくやきその焼ふく年と者ハ永く不順まる

書麦稗乃戻け事ハ法ちよりハ減ぶ久しく

度〻たりを出そ

九月ハ稲を稗と收穫へし布と作へし紡績と更ハ紡布

と染毒を色色

十月天象澎湃なり多く生果と食へ乃沢生蒜維猴芹

生蜜雞子解蟹と食ふ乃ち又萠芽と食ふ乃ち忌

孝経援神契月令度義曰天之七政之道乃

流泉と作事なりし人をして瘠脚軟と為せしむ

八月の古候ハ一海獺祭魚ハ三候なり第二雁ハ第三鴻鴈

第五ハ白露乃三候なり第四雷始收聲ハ第五蟄

數始戸ハ第六水始涸ハ秋分乃三候なり

白露五十二刻十分秋分四十七刻五十分秋分五十

刻夜五十刻月令度義

九月 菊月 爾雅ニハ九月の事を玄月といふ　〇九月の異名ハ季秋 玄月
授衣と云ひ菊月と云〇九月乃菊を菊月といふ 菊の花の咲く
月なり又菊の花さく頃を九月の異名とす 長月と称し 西国九月をすゑて長月と号す

朔日 今日より八日まで給衣を着る

八日 沐浴

九日 重陽と云 月と日と二ッかさなる 九ハ陽の数なれば重陽と
いふ又重九ともいふ 國俗今日より菊の花を
着る又今日栗子飯を食ひ菊花酒をのむことあり

例くろうの侍り 栄華物語 二十に重陽の宴 宴会精 而 重陽乃盛大 宴と云ふ 菊を
玄かし 菊の花の乃ちみ 又今日餌を食ふ六義抄 すて来る 世乃名残
と以うこれ ならひ 餌を食ふ これを 又 相し 菊花の宴
骨のさまり 掻 天皇より 民これより

なり是を重陽乃宴といふ事 さるすハ 事根源に

あらせりことに抑やまもりすまハ又そしし侍りぬるを
しらぬ今日菊の小袖をも進献らます
　続斉諧記に云 今日重陽に出て 菊花を以て 魏の文帝 鍾繇に書を与へ 九月九日の
　　吉事を 寿ぎて 書を賦すとあり
続斉諧記によるに 海南乃桓景といふ者の費長房
に從ひて之しを遊学すと 長房桓景に
かたりていはく 今茲九月九日汝が家に災あるへし
絳嚢をぬひて中に茱萸をもり 臂にかけて山
にのぼりて菊酒をのまば此災をのかるへしと 桓景これ
を信して九月九日にのぼりてかへりてみれば 家に
ありけるかぎりの鶏犬牛羊ことごとく死

死すれども房これとゆくこれ海の命なるかわりや
とり世に八九日より毎に水を出して菊酒とのを
婦人茱萸嚢と帯らるべしと有り人命を延ぶ五
雑組に云く九月茱萸と佩びさるまゝ菊花酒をこのむ故
費長房植茱萸と災と逃の術と教ゆるとゝろ
西京雑記に戚夫人の侍児賈佩蘭云ふ
と食ひ菊花酒とのむ
下りはさて
ためしとて
と引て
茱萸と
菊花と
九月九日
九月九日に二酒と切りて酒九月九日
をはじめ
用ゆる
九月九月律
九月

る
挿む
と
長
たる
西京雑記に
○五
蓊
と
酒

なりと昔の春にあてり山伏所しさとに古人
のこゝろとなりてうつ屋〳〵紙ゝよ後くるれ義
と云る源朝臣屋系織女桂家ゆるとゝ山く職し
て心地しすその妄像をれりこし
後平載集よ彩屏別当典侍
り書代惟仏童てれ子に子代まてゆくれ勇共ころ
宝座百ゝてり春の香
去月やまゝと唐勇共花の梅ゝ万世楽ゝ春ゝ上人
陀芸哭ゝ童源乃弾ゝ
一見英花只自羞蕭然経髪石林秋猿

烏紗帽猶侍西風滿眼愁

趙約月の九日の作

殿前聯句解印淡海

倦英多繁林之蕭瑟

杜牧の九日の詩に曰く

江邊秋氣屬初晴

野色笑人蕭瑟晴

玉用生心怨落蟬

猶沾衣

○今日蕭瑟紀文英作て曰て茱萸

蕭瑟紀九月上巳一名秋九日すなわち月令度義に云う

十日 國信今日より是衣ところ二月晦日まで終る紙

いとしくより云まる待式ふ行ます

十三日 後信今晨月紙書る事中秋ことし吉田

蕭瑟紀八月十五日九月十三日八月十五日雲霧りて月

清明なる故八月十五日月を愛ずる故ふ良者ますやと又云ふ

ところ紙他れ出ることを牛嶺と濃く考ふ

又月日大小あるいはちがう故ふ紙

九月を美ところ月中秋ことする紙ことすれ秋

月と美ところ月中秋ことすることを月と書ます

月佳節ことせり我國ニ又九月十三夜と用ふ月紙書

去年の八月つゐに流よ十五夜の月と賞しぬべき月に
月のなかりしかとひとしほ天道を満くとりくの義と取
てこの九日を用ひたるへしとそ九月を数ふとそ
こゝにおそれたる歌といひそ流たりくに十三夜の
月は貴世一時にこれあり又黄泉和寧府あく他
つ流へう黄嚢新通記新撰と記旨とする結句と一致
つゐに九月十三夜の作とすれとそ黄嚢後集に九
月十三夜の作とあるはずそ侍れ
ここに地名を作りたるはいとあるはずそ侍れ
集にいまさんそ源氏拾遺の文勢の中に九月の結

夕ゝりの大和の国よりくり給ふ西よ十三夜の月
のいとをかしかりしかとのひとをかしこの歌
よりうつりたるにてあり
世ーーーや 或人乃いはく明乃十三夜の月と賞
今ゝ月と
歌ふるや
十三夜月と賞する説あり 世ゝ
金葉集に大宰大弐藤原公九月十三夜の月と詠る詞
ゝ月もなき紀境と見る月はくりつ西人ゝ
平載集より後人石
妹背月ちゝ
風雅集に

くれの雨月のとうるを待たるを見て侍りける那
須忠通号法性寺殿九月十三夜歌月待
月隠寂
月隠屬家秋の匠
漢文
漢詩
十三夜
勝月
月部
上旬
交
肥後
十月上旬十二月初まぐりくへ
元茅とゝ
九月
交
交
法
法
月
今度義
ゆるふ
月

らくまゆりとかゝげありたるたくふハ肥土を入水を澆へ
し凌年正二月にハ穢氣へし　さそく正二月の節に妻し
此月霧を收蔵へし月令應氣によりて後に栗を
取水気の内に入てうくものを去日にかわかし油を
炒く冷し新壺に入油一合栗一合混じて搗き一壺
また一二合入る多きハわし　竹箸を抄てひまると
と竹代おしろ乃ごとくなる物あくはを抄き入てされ
いかなる壺に入れ其壺をとうつむきに其まゝ汤をまちつ
つらゝらあられ又塩水に一二夜浸し取おし日にほし
胡麻を拌せ器に入垂へし　さそ　又陸地山中乃畑への

謂すハ生栗を二月日に刈し後能蒸て又日に乾し
壺に收め置とらば蓋ハ出くらして味甚ありとぞあり
又大栗を生ながら斬へ壺の中へ栗乃芽生さる所を
やきてこれを蒸て壺に入れて置ときは地にとれ代穀さと
用ふる中にて栗は出るなど小穴を一あけ壺の口
にためきさら海にて煮し口の方を泥に封ずべし　芽
生せずして久しくこにゆらぎあり又蕃茎を器に入て
置ように蓄ふべし
此米穀を求むべし用多し
此月薑を合ぬるにあられ痼疾とかれ此中毒をさく穀を

2003.2.21
500-

桃園村

武蔵原兵乱記

素義

甲州 中屋 桃園

傷つし蟲を換す蔘と食へう沢雞と食へう沢雞と
多く食へう沢大肉とくへ人の祈禱と傷ふ生珍の物
と為して痢疾と溺らへ　月令廣義事類
九月の古候者一海鳳乳實者二雀入大水為蛤者
三菊有黃華者四草木黃落者五雀入水為蛤者
六菊有黃華者七豺乃祭獸者八候鴈北面者九
草木黃落者十蟄蟲咸俯者十一水始涸者十二
立冬十分秋立十四刻十分　月令廣義
日本紀時記巻之五竟

甲州 中屋 桃園